

堺市議会個人情報保護条例にかかる手続のオンライン化に伴う対応について

1. 議会における手続の現状

個人情報開示等にかかる各種請求手続は、郵送または窓口での請求のみ受け付けている。

※各種請求：①開示請求・②訂正請求・③利用停止請求（詳細は別紙）

※本人確認書類等の提出が必要

2. 今後の対応（案）

【案】

①開示請求・②訂正請求・③利用停止請求について、
電子申請システムでの受付を可能とする。

留意事項

- ※1 手続のオンライン化に伴う規則等改正は、堺市議会情報通信技術を活用した行政の推進等に関する条例施行規則制定済のため不要
- ※2 電子申請システムでは、マイナンバーカードの電子証明書で本人確認を行う。
- ※3 代理人による請求は、郵送または窓口のみ可とする。
（必要書類は原本性担保のため電子申請システムでの提出は不可）
- ※4 その他の手続については、各種請求を受け、議長から請求人に発出する文書にかかる手続となり、オンライン化するにあたっては慎重な判断が必要

【参考】当局の状況

- ①開示請求、②訂正請求について、電子申請システムでの受付対応済み。
（③利用停止請求は、年内に対応予定）

なお、電子申請システムによる本人確認方法や代理人による請求については、
上記※2及び※3と同様の運用

3. 今後のスケジュール

- ・ 9月30日～ : 議会力向上会議で協議
- ・ 11月または2月定例会 : 議会運営委員会において決定



令和7年4月1日から電子申請システムによる受付を可能とする。